

電子車検証について

軽自動車税(種別割)納税証明書の申請時のみ、電子車検証を委任状の代わりとします。

ただし、電子車検証には、所有者の住所が記載されていないため、あらかじめ、住所を確認しておいてください。

リース分等で、納税義務者(証明書が必要な個人・法人)と電子車検証の所有者名が異なる場合は、自動車検査証記載事項証も合わせて提出していただくか、車検証閲覧アプリで提示してください。

なお、自動車検査証記載事項証のみでの、税務証明交付申請書受付はできません。